

商品概要説明書

J Aフリーローン（一般型A）

（平成 29 年 6 月 1 日現在）

商品名	J Aフリーローン（一般型）
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ただし、20 歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</p> <p>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、以下の資金は対象外とします。</p> <p>① J A で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金</p> <p>② 負債整理資金</p> <p>③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金</p> <p>④ 営農資金および事業資金</p>
借入金額	○10 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 5 年以内とします。なお、J A 住宅ローンをご利用いただいている方は、6 か月以上 7 年以内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特

	定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、10 万円単位です。) のいずれかをご選択いただけます。												
担保	○不要です。												
保証人	○当 J A が指定する保証機関 (佐賀県農業信用基金協会) の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	○一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。(年 0.5%又は年 1.0%) 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (年 1.0%の場合)】 <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>2 年</td> <td>3 年</td> <td>4 年</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>5, 461</td> <td>10, 603</td> <td>15, 846</td> <td>21, 189</td> <td>26, 630</td> </tr> </table>	お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	保証料 (円)	5, 461	10, 603	15, 846	21, 189	26, 630
お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年								
保証料 (円)	5, 461	10, 603	15, 846	21, 189	26, 630								
手数料	○不要です。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店または金融共済部融資課(電話: 0 9 5 2 - 2 3 - 8 5 5 5)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、佐賀県農業協同組合中央会が設置・運営する佐賀県 J A バンク相談所 (電話: 0 9 5 2 - 2 5 - 5 1 9 9) でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部融資課または佐賀県 J A バンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター (天 神 電話: 0 9 2 - 7 4 1 - 3 2 0 8) (北九州 電話: 0 9 3 - 5 6 1 - 0 3 6 0) (久留米 電話: 0 9 4 2 - 3 0 - 0 1 4 4) (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記佐賀県 J A バンク相談所にお申し出ください。)												
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。												

J A 佐賀市中央

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計 2 種類から選択します。